

北九州市入札等監視委員会における苦情の処理手続に関する要綱

(最終改正 平成31年2月1日)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる事項について必要な事項を定める。

- (1) 建設工事に資格業者（以下「有資格業者」という。）からの市（交通局を除く。）の入札及び契約の過程に関する苦情処理手続（以下「苦情処理手続」という。）及び再苦情処理手続
- (2) 市及び市が単独で設立する地方独立行政法人が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に関する供給者からの苦情手続（以下「特定調達苦情処理手続」という。）

第2章 苦情処理手続

(苦情の対象)

第2条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の対象となった工事を除く。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事（軽微な工事の執行要領による工事を除く。）

(苦情の申立てができる者)

第3条 苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、入札参加資格がないと認められた者
- (2) 指名競争入札による工事
当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者で、当該入札に参加できる者として指名されなかった者
- (3) 随意契約による工事
当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった者

(苦情の申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
入札参加資格がないと認めた理由
- (2) 指名競争入札による工事
指名しなかった理由

(3) 随意契約による工事

随意契約の相手方として選定しなかった理由

(一般競争入札による工事の苦情の申立て手続)

第5条 一般競争入札による工事の苦情の申立ての手続は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格確認結果を通知した日の翌日から起算して7日以内に、市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。ただし工事の規模等により、その期限を4日以内とすることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合、指定の場所に書面を持参することにより行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 市長等は、第1項に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 市長等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合、競争参加資格確認結果通知を取り消し、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- (5) 市長等は、第3項に規定する回答及び第4項に規定する通知を行う場合は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第10条第2項に規定する北九州市建設業者競争参加資格委員会（以下「競争参加資格委員会」という。）の委員長の承認を経て行うものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、競争参加資格委員会の審議を経て行うものとする。

(指名競争入札による工事の苦情申立て手続)

第6条 指名競争入札に指名されなかった者は、指名業者名を公表した日の翌日から起算して5日以内に、当該苦情の原因となった契約を担当する課長（以下「契約担当課長」という。）に対して、次に掲げる事項について記載した書面により行うものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 申立ての対象となる工事
- (3) 不服のある事項及び不服の根拠となる事項

(随意契約による工事の苦情申立て手続)

第7条 随意契約の相手方として選定されなかった者は、随意契約の相手方が公表された日の翌日から起算して5日以内に、契約担当課長に対して、次に掲げる事項について記載した書面により行うものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 申立ての対象となる工事
- (3) 不服のある事項及び不服の根拠となる事項

(苦情の申立てへの回答)

第8条 第2条第2項及び第3項に規定する苦情の申立てがあった場合、契約担当課長は、前条に定める期間の末日の翌日から起算して5日以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由が有るときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第9条 契約担当課長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情の申立てについての教示)

第10条 苦情の申立てができる旨の教示は、技術監理局、建設局の各整備事務所及び上下水道局経営企画課において閲覧の方法により教示する。

第3章 再苦情処理手続

(再苦情の申立てができる者)

第11条 次の各号に掲げる者は、再苦情の申立てができる。

- (1) 第5条に規定する回答書を受領した者で、その回答に不服がある者
- (2) 第6条及び第7条に規定する回答書を受領した者で、その回答に不服がある者

(再苦情の申立ての方法)

第12条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答の翌日から起算して7日以内に、第6条に規定する事項を記載した書面により市長等に対して行うことができるものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合は、市長等は、速やかに、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第97号）により設置された北九州市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第13条 委員会は、再苦情に係る審議の結果について回答書を作成し、再苦情が申し立てられてから概ね50日以内に、再苦情申立人及び市長等に通知するものとする。

2 市長等は、再苦情申立人に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その結果を回答するものとする。

3 前項の場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約担当課長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立人に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第14条 市長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、

申立てを受理した日から起算して7日以内に、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情の申立てについての教示)

第15条 再苦情の申立てができる旨の教示は、第5条及び第7条までの規定により回答をする際に、書面により教示するものとする。

(入札手続の執行)

第16条 苦情又は再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(苦情処理手続についての明示)

第17条 苦情処理手続については、技術監理局、建設局の各整備事務所及び上下水道局経営企画課において閲覧の方法により明示する。

(苦情処理の結果の公表)

第18条 苦情又は再苦情の申立に対する回答を行ったときは、申立人の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに閲覧により公表するものとする。

第4章 特定調達苦情処理手続

(苦情の申立て手続き等)

第19条 供給者(市及び市が単独で設立する地方独立行政法人が特定調達を行った際、製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、特定調達が協定その他特定調達に関する規程の規定に反する形で行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による苦情の申立ては、供給者が苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に行わなければならない。ただし、委員会が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 苦情の申立ては、苦情の申立てを行う供給者の住所、氏名及び苦情の内容を記載した文書(以下「苦情申立書」という。)の提出により行わなければならない。

4 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

5 委員会は、苦情の申立てがあったときは、直ちに苦情申立書の写しを関係調達機関に送付するとともに、原則として、当該苦情の申立てのあった日から10日以内に当該苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、文書により理由を付して当該苦情の申立てを却下するものとする。

(1) 第2項に規定する期間内に行われたものでないとき(同項ただし書に規定する場合を除く。)

(2) 協定と無関係なとき。

(3) 軽微又は無意味なとき。

- (4) 供給者からの苦情の申立てでないとき。
- (5) 各号に掲げる場合のほか、委員会による検討が適当でないとき。
- 6 関係調達機関は、苦情の申立てが却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。
- 7 委員会は、苦情の申立てが正当に行われたと認め、当該苦情の申立てを受理したときは、直ちに当該苦情申立てを行った供給者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対し、その旨を、文書で通知するとともに、市役所の掲示場に掲示を行うことにより公示するものとする。
- 8 第1項の規定による苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

(関係調達機関に対する協議の申出)

- 第20条 供給者は、苦情の申立てとは別に、特定調達に関する苦情について関係調達機関に対し、協議を申し出ることができる。
- 2 関係調達機関は、前項の規定による協議の申出があったときは、速やかに供給者と協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
 - 3 第1項の規定による協議の申出は、特定調達苦情処理手続の進行に影響を与えないものとする。

(参加者)

- 第21条 苦情の申立てを行った供給者以外の供給者であって当該苦情の申立てに係る調達に利害関係を有するものは、特定調達苦情処理手続に参加することができる。
- 2 前項の規定により特定調達苦情処理手続に参加しようとする供給者は、第19条第7項の規定による公示の日から5日以内に、文書で、その旨を委員会に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

(契約締結又は契約執行の停止)

- 第22条 委員会は、契約締結前に苦情の申立てがなされたときは、当該苦情の申立てのあった日から12日以内に、関係調達機関に対して苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を文書で行うものとする。
- 2 委員会は、契約締結後10日以内に苦情の申立てがなされたときは、速やかに、関係調達機関に対して苦情処理に係る期間内は契約の執行を停止すべきである旨の要請を文書で行うものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、緊急で、かつ、やむを得ない状況にあると認めるときは、前2項の要請を行わないことができる。この場合においては、直ちに、理由を付してその旨を苦情申立人に文書で通知するものとする。
 - 4 関係調達機関は、第1項又は第2項の要請を受けた場合は、速やかに、これに従うものとする。
 - 5 前項の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、

機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、直ちに、理由を付して要請に従わない旨を文書で委員会に通知しなければならない。

- 6 委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。
- 7 第5項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(関係調達機関の報告書)

第23条 関係調達機関は、苦情の申立てが委員会に受理されたときは、第19条第5項の規定による苦情申立書の送付を受けた日から14日以内に、委員会に対し、次に掲げる事項を含む当該苦情の申立てに係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

- (1) 苦情の申立てに係る調達に関する仕様書、入札書類その他の文書
- (2) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (3) 苦情を解決するうえで必要となり得る事項又は情報

- 2 委員会は、前項の報告書の提出があったときは、直ちに、苦情申立人及び第21条第2項の規定による通知をした者（以下「参加者」という。）に対し、当該報告書の写しを送付するものとする。
- 3 苦情申立人及び参加者は、前項の報告書の写しの送付を受けた日から7日以内に、委員会に対し、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を記載した文書を提出することができる。
- 4 委員会は、前項の意見又は要望を記載した文書の提出を受けたときは、直ちに、関係調達機関にその写しを送付するものとする。

(検討の方法)

第24条 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情について検討を行う。

- 2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、前項の説明、主張、文書の提出等の要求を拒むことができない。
- 3 委員会は、前項の要求に係る説明、主張、文書の提出等が公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明及び主張の内容並びに提示等をされた文書等の開示を求めることができない。
- 4 委員会は、受理した苦情の申立てに係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この要綱の規定により苦情について検討を行うものとする。

- 5 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。
- 7 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。
- 8 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- 9 代理人が2人以上あるときは、各代理人が本人を代理する。
- 10 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。
- 11 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。
- 12 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が適当でないと判断する場合は、この限りでない。
- 13 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、委員会に証人を出席させることができる。
- 14 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報保護に配慮されたものでなければならない。
- 15 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 16 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(検討の結果及び提案)

- 第25条 委員会は、苦情の申立てがあった日から90日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあつては、50日以内）に、当該苦情の申立てに関する検討の結果の報告書を作成する。
- 2 委員会は、前項の報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、当該苦情の全部又は一部を認めるか否か、及び調達の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにするものとする。
 - 3 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、次の各号のいずれかの措置を含む適切な是正策を提案するため、提案書を作成する。
 - (1) 新たに調達手続を行う。
 - (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
 - (3) 調達を再審査する。

(4) 他の供給者を契約締結者とする。

(5) 契約を破棄する。

- 4 委員会は、第1項の報告書及び前項の提案書を作成するに当たっては、調達手続におけるかしの程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響等当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- 5 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- 6 委員会は、第1項の報告書及び第3項の提案書を作成したときは、直ちに、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付するものとする。
- 7 関係調達機関は、第3項の提案書を受領したときは、原則として、委員会の提案に従うものとする。ただし、関係調達機関において、提案に従わないとの判断を行ったときは、同項の提案書を受領した日から10日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、60日以内）にその理由を付して委員会に報告しなければならない。
- 8 委員会は、検討の結果及び提案に関する照会に応じるものとする。
- 9 委員会は、苦情を検討する際、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報しなければならない。

(迅速処理の要請及び決定)

- 第26条 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があったときは、次条に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の要請があったときは、直ちに、迅速処理の手続を適用するか否かを決定し、その旨を苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知するものとする。

(迅速処理の手続)

- 第27条 関係調達機関は、前条第2項の規定による迅速処理の手続を適用する旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から6日以内に、第23条第1項の報告書を委員会に提出するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告書を受領したときは、直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するものとする。
 - 3 苦情申立人及び参加者は、前項の規程による報告書の写しの送付を受けた日から5日以内に、委員会に対し、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を記載した文書を提出することができる。
 - 4 委員会は、前項の意見又は要望を記載した文書を受領したときは、直ちに、関係調達機関にその写しを送付するものとする。
 - 5 委員会は、苦情の申立てがあった日から45日以内（公共事業並びに電気通信機器

及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てにあつては、25日以内)に第25条第1項の報告書及び同条第3項の提案書を作成するものとする。

(利害関係を有する委員の除斥)

第28条 委員会に申し立てられた苦情に関し利害関係を有すると認められる委員は、当該特定調達苦情処理手続に参加することができない。

(苦情の受付及び処理状況の公表)

第29条 市長は、苦情の受付及び処理状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表するものとする。

(調達に係る文書の保存)

第30条 調達機関は、特定調達を行ったときは、特定調達苦情処理手続に資するため、当該特定調達に係る契約の日から3年間(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては、5年間)、当該特定調達に係る文書(電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。)を保存しなければならない。

(調達に利害関係を持つ者の秘密保持)

第31条 委員会及び関係調達機関は、調達に利害関係を持つ者の同意があつた場合を除き、この要綱による苦情処理手続において知り得た当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。

(委任)

第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、技術監理局長が定める。

第5章 補 則

(期間の計算)

第33条 第6条から第8条まで、第12条から第14条まで、第19条第5項、第27条第1項に規定する期間の計算には、北九州市の休日定める条例(平成3年条例第2号)に規定する休日を含めない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する工事のうち、予定価格が2,000万円を超えないものについては、同条の規定にかかわらず、当分の間、苦情の対象から除外するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する工事のうち、予定価格が2,000万円を超えないものについては、同条の規定にかかわらず、当分の間、苦情の対象から除外するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する工事のうち、予定価格が2,000万円を超えないものについては、同条の規定にかかわらず、当分の間、苦情の対象から除外するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する工事のうち、予定価格が2,000万円を超えないものについては、同条の規定にかかわらず、当分の間、苦情の対象から除外するものとする。